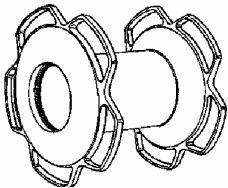
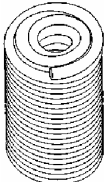


意匠分類記号	意匠分類の名称
K2-191	漁網用いわ及び漁網用浮き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K2-191	全	漁網用いわ及び漁網用浮き
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
漁網用いわ	漁網用浮き	
定義		
<p>①漁網用浮き(網につけて水面に浮かせ、水中の網のありかを知るためのもの。木片、中空のガラス球やプラスチック球などを用いる。あば＝網端。あばぎ＝網端木。漁網用浮標などともいう。)と</p> <p>②漁網用いわ(漁網の下端につけるおもりのこと。漁網用沈子と同義。岩の意。)</p> <p>栽培漁業用(K2-2)であるか否かを問わず、漁網及びのり網用のいわと浮きの全てを分類する。</p>		
登録 1051061 浮標	登録 789116 漁網用おもり	
		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<p>養殖いかだ用のフロート(浮き)は→K2-2へ。</p> <p>釣用のおもりは→K2-34へ。</p> <p>釣用の浮きは→K2-35へ。</p> <p>漁業用以外の浮標の内、港湾・河海などの水面に浮べておく暗礁・航路・錨地などを示す航路標識としての浮標は→J6-4台へ。</p> <p>船舶を繫留しておくための繫船浮標は→G3-93へ。</p>		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
浮標	漁網用おもり	